

第1条 ふじしんANSERサービス

1. ふじしんANSERサービス(以下「本サービス」といいます。)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)の占有・管理するダイヤルホン式電話機、プッシュホン式電話機、ファクシミリ、パソコン等の端末機(以下「端末機」といいます。)による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座(以下「指定口座」といいます。)について、所定の照会・通知を行う場合に利用できるものとします。
2. 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込みを適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

第2条 照会

1. 本サービスにより指定口座の照会を行う場合は、当金庫の定める方法及び操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
2. 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号及び指定口座の支店番号、科目コード及び口座番号(以下「口座番号等」といいます。)が、届出の暗証番号及び指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
3. 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更又は取消をすることがあります。

第3条 通知

1. 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法及び操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
2. 前項の操作により、受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、又は受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
3. 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更又は取消をすることがあります。

第4条 手数料等

本サービス利用期間中は、毎月15日(当金庫休業日の場合は翌営業日)に、ホームページ及び店頭掲示その他の適切な方法によりお知らせした手数料等をお支払いいただきます。

第5条 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

第6条 暗証番号の管理

1. 暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
2. 暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

第7条 免責事項

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について責任を負いません。

第8条 届出事項の変更

1. 暗証番号、指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知又は送付する書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 解約

1. 都合解約
本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。なお、依頼人からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる照会・通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。
2. サービスの強制解約
依頼人が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
 - ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ② 当金庫に支払うべき利用手数料及びその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
 - ③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
 - ⑤ 支払の停止又は破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。
 - ⑥ 事業の全部又は一部を譲渡したとき、又は会社分割、合併若しくは解散の決議があったとき。
 - ⑦ 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑧ 暗証番号等の不正使用があったとき、又は本サービスを不正利用したとき。

第10条 届出印

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印鑑を使用してください。
2. 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、責任を負いません。

第11条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定により取扱います。

第12条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第13条 サービスの変更、中止

当金庫は、お客様の事前の承諾を得ることなく本サービスを変更、中止できるものとし、事前に相当な期間をもって店頭表示、ホームページ掲載、その他相当の方法で公表することによりお客様に告知いたします。

以 上